

江戸幕府代官史料の性格

村上, 直 / MURAKAMI, Tadashi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

38

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

17

(発行年 / Year)

1986-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010999>

江戸幕府代官史料の性格

村上 直

はじめに

江戸幕府の政治の展開において、特に注目すべき分野に地方行政がある。幕府領四百数十万石を統一支配し、政治・財政基盤として掌握していくことは、きわめて重要である。その地方行政を主として担当したのは、京都所司代を筆頭とした老中支配下の遠国奉行と勘定奉行支配下の郡代・代官である。前者は直轄の要地や都市を支配し、後者は農・山・漁村の幕府領を管轄していた。

最近、この分野の研究は、重要性が指摘されているが、それにも拘わらず、特に郡代、代官については、幕府領と同じく研究が立ち遅れているといわれている。その理由としては、まず第一に幕府代官所史料がまとまった形で存在しないことである。つまり、固有の代官史料が少ないため、幕府勘定所の財政史料、また、幕府領の地方文書の一部によって補充し、郡代・代官の実態や地方行政の全貌を明らかにしていかなばならないからである。

したがって、江戸幕府文書のうち、最も多様な性格をもっているのが代官史料であるといってもよい。それは郡代・代官が幕府権力の末端に位置して地方行政を担当し、管轄下の農民との接点に位置していたためであり、幕府法令の有効性を確認するには、幕府史料と地方史料の両面から考察しなければならぬからである。そのため固有の代官所作成文書についての古文書学的体系と分類は、きわめて難しい面をもっている。ここでは、研究を促進させていくため、現段階にお

ける代官関係史料の実態とその性格について明らかにしていきたいと思う。

一 代官支配と幕府領

江戸幕府が統一権力として、二六五年にわたって政権を維持することができたのは、一つには幕府直轄体制の拡充と周到な地方行政が行われたからといってよい。徳川政権は天正一八年（一五九〇）の関東入国当初から、財政・農政に手腕のある地方巧者、つまり役方の家臣を重要な位置に配しているが、その代表的なものは、関東・東海筋における代官頭であり、また注目すべきは畿内・近国の豪商代官である。

代官頭とは有力な大代官の呼称であり、古文書による直接の用語ではなく、歴史的性格に基づく造成語である。一般に三河譜代の伊奈忠次（備前守）、武田旧臣の大久保長安（石見守）、今川旧臣の彦坂元正、長谷川長綱らの地方巧者を用いる。彼らは関東入国以前から、すでに検地や給人知行を担当したが、入国以後は徳川家康の側近グループの一翼を形成し、幕政に参画しながら直接、配下の代官・手代や下代を指揮し初期地方行政を実施した。特に在村の陣屋を中心に、各自が個別支配を行うと共に、他方では、代官頭・関東総奉行などによる連署形式の発給文書によって、関東全域の支配に当たっていたのである。代官頭は独自の仕法による検地・灌漑・治水などの経済基盤の拡充、交通政策の確立、鉱山開発、都市（町）の建設など、幕府財政の基礎固めに多くの実績を残したが、慶長年間には消滅し、その広大な支配地は配下の代官・手代によって分轄支配されていた。

豪商代官には豊臣政権以来の朱印船貿易家として知られた茶屋清延（四郎次郎）・角倉了以・末吉利方（勘兵衛）・平野政貞（藤次郎）らが任ぜられているが、彼らは年貢米の換金など経済政策に重要な役割を果たしたのである。

江戸幕府の代官制度の先蹤は、一応、戦国時代や織豊政権下における代官の存在形態や機能のなかに求めることができ、いわゆる典型的な近世の代官は、スケールの大きな代官頭が消滅したのち、元和期から寛永期にかけて幕府の職制が整備されていく過程において出現したのである。つまり、代官頭はその存在が江戸幕府にとって桎梏化してくると、伊奈氏の系譜が関東郡代を世襲した以外は、慶長一八年（一六一三）頃までに病死や失脚などによって消滅しているのであ

るが、他方では、畿内・近国の豪商代官も海外貿易が制限されてくると、次第に吏僚化の方向を強めていったのである。

江戸幕府の直轄領の管轄は、のちに老中支配に移った関東郡代を除くと、一般には勘定頭（≡勘定奉行）―郡代・代官の支配系統によって行われた。特に幕府領の行政は、寛永一五年（一六三八）一二月、勘定所の職掌が上方と関東方に二分されると、代官も上方代官と関東方代官の呼称によって管轄されたが、同一九年（一六四二）勘定頭が正式に制度化すると、関東郡代や代官の職掌も明確となり、地方行政は勘定頭のもとに郡代・代官は統一されることになったのである。

幕府領は、寛永期から元禄期にかけて、全国的な幕府領の分布がみられたが、その間に関東の陣屋支配の廃止と代官の江戸定府にともない、各地の幕府領には代官所が設けられ、幕政の浸透がはかられたのである。この段階で地域によっては、一村を複数の代官によって支配する相代官制がとられているのである。

初期代官は、延宝元年（一六七三）の『武鑑』によると、延七一名（代官六九名、兼任代官二人）の代官名が記載されていることから、七、八〇名もしくはそれ以上に及び、三河譜代の他、武田・今川・北条の旧臣を中心に地方巧者から任ぜられたことが明らかである。これらの代官は、関東入国後、慶長年間においては、代官頭の配下において陣屋支配によりながら地域の開発や検地、年貢の収納に当たっていた。やがて正保元年（一六四四）の幕府法令によると地払いや手作りが禁止され、年貢の収納を確実化していくため、農業経営の維持をはかることが主要任務とされているのである。

江戸幕府は、三代將軍家光の寛永末年から慶安期にかけて一連の農政を推進していくが、さらに寛文・延宝期を画期とし、天和期から享保期には代官の性格の転換を積極的にはかっている。つまり、当時、顕著になってきた年貢額の減少は、在地性の強い給人代官が世襲していることが、その主なる原因であるとして、代官に対する勤務評定を強めながら、しだいに純粹な地方徴税官への移行をはかっているのである。特に関東では代官の江戸定府を促進させているが、これは幕府領支配の集権化の側面をもっていたといつてよい。

五代將軍綱吉は、將軍就任とともに幕府領行政の刷新をはかっている。延宝八年（一六八〇）閏八月、代官心得として七ヶ条の法令を出している。そのなかで、第一条では「民は国之本也、御代官之面々常に民之辛苦を能察し、飢寒等之愁無_(レ)之様ニ可_(レ)被_(レ)申付_(レ)事」、また、第三条では「民は上之速きゆへに疑有ものなり、此故に上よりも又下を疑事多し、上

下疑なきやうに万事念入可^レ被^ニ申付^ニ事」とあり、年貢収納、治安維持のほか、代官の立場や果たすべき役割と任務が明確になり、さらに農政専管の老中を設定して、勘定奉行から代官にいたる地方支配系統が整備されたのである。

幕府は八代將軍吉宗の幕政改革の一環として、享保一〇年（一七二五）一〇月、それまでの郡代・代官の諸入用が口米・口永の付加税によって賄われていたのを廃止し、各代官所の諸経費を支配高や地域に応じて直接支給する方法に改正している。⁽²⁾これは郡代・代官の不正を防止し、年貢の増徴をねらいとしたものであるが、その基本的な目的は、郡代・代官の年貢請負人的性格を改め、封建官僚的な徴税農政官に編成替えることによって、幕府の集権的な地方支配機構を確立することであった。

幕府領は、関ヶ原の戦、大坂の陣を経て拡大されたが、元禄元年（一六八八）には四〇〇万五六二三石、正徳三年（一七一三）の代官数は六三名となっている。享保一五年（一七三〇）には四四八万一〇五六石となり、大名預所・遠国奉行を除くと、郡代・代官支配地は、その八〇・四％に当たる三六〇万二三八〇石となっている。この時期の郡代・代官数は四三名となっている。つまり幕府領は全国六八か国の六九％に当る四七か国に拡大分布されていたのに反し、代官（郡代）数は減少していくのである。こうした幕府領の全国分散性は、その支配のために官僚的な組織の形成を必然化させ、精緻な行政・財務機構を発達させていくことになったのである。

江戸幕府の政治組織において、財務・農政を担当する役所は勘定所である。江戸城内の殿中勘定所と大手門内の下勘定前の二か所があり、勘定奉行の下に各勘定組頭、勘定、支配勘定などがいた。元禄から享保年間にかけて、この勘定所系統からの代官への登用が顕著になってくるが、とくに支配勘定→勘定（組頭）→代官という昇進ルートは明確になっている。代官が勘定方より昇進してくるケースは、元禄期になると急増して四〇名、宝永期が一六名、正徳期が二〇名、さらに享保期が四三名と増加の傾向が顕著となっている。さらに代官の後役にも享保期には、勘定所に一四名が就任していることから、⁽³⁾勘定所の役人と代官が密接な関係をもちながら、幕府領の行政を推し進めていったとみることができる。

しかし、この享保期には、町奉行大岡越前守忠相支配の代官七名のうち、田中休愚（丘隅）、義正高、田中喜乗、上坂

政形、川崎定孝などのように特異な出自や経歴をもち、勘定所系統の封建官僚的代官とは異なった代官グループが形成されていったのである。こうした傾向は、江戸後期の代官就任の傾向を示すものとして注目しなければならない。

このように、幕府の職制は寛永期から享保期にかけて、封建官僚的組織が形成されるとともに、代官(郡代)の性格もしだいに定着していったといつてよい。したがって、近世後期における代官の地方行政は、組織や性格および機能を部分的に修正しながら進行したとみることができるのである。

二 江戸幕府の代官史料

江戸幕府の代官史料は、勘定所史料と同じく、幕府滅亡時と大正一二年の関東大震災において、大半が散逸、焼失している。したがって、全国的視野からの代官の地方行政を考察していくことはきわめて困難である。

幕府の代官関係の史料については、幕政文書のうちでは勘定所関係の史料のなかに含まれていることが多い。それは幕府の勘定所と代官史料はまさに不可分の関係にあったからである。その他旧幕府領の地方文書のなかには、代官及びその民政を知る史料もかなりみうけられるから、調査の必要がある。なお、旧藩関係の史料の場合も、藩主(大名)が幕閣の中核にあたりした場合、幕政関係の史料が所蔵されていることもある。また旧旗本関係の場合でも、勘定所関係の役職などに就任しているときは同様の可能性もある。

代官史料については、筆者はすでに荒唐英次編『日本近世史研究入門』所収の「幕府直轄領の拡大と代官」および村上直『江戸幕府の代官』所収の「江戸幕府直轄領と代官の研究動向」、また、兄玉幸多共編『古文書調査ハンドブック』所収の「幕領はどのように調べたらよいか」・「幕府の地方官はどのようになっていたか」において具体的な調査の方法などを記しておいた。

なお、代官史料について、大野瑞男氏は「寛永末期の地方支配制度の確立に伴い、数年たらずで交代する吏僚的代官が多くなると、代官文書の引継ぎも少なく、維新変革によって決定的に煙滅した」と指摘されている⁽⁵⁾。

江戸幕府の代官の研究のため基本史料をどのように分類して整理するかは、重要な研究課題である。しかし、ま

た代官史料が現存していない現状においては、幕政・勘定所、さらに地方文書によって総合的に考察していくことが必要である。そこで、筆者は、一応、次のような角度から史料の分類・整理を提案してみたい。

(一)幕政関係史料の各段階別、項目別の分類・整理

(二)地域別に史料の分類・整理

(イ)奥羽、北陸、関東、東海、畿内、中国、西国の分類・整理

(ロ)代官所別の史料の分類・整理

(三)郡代・代官（個人）別の史料の分類・整理

(四)郡代・代官の著書、編書、記録類の整理

(五)代官の遺跡・遺物関係の分類・整理

三 幕政史料と地域別史料

江戸幕府郡代・代官に関する研究は、全国的視野からみた場合、必ずしも十分な研究成果があげられているとはいえない。しかし、江戸幕府の政治の中心は、全国に分布していた幕府領（天領）の地方行政にあったから、それを担当した遠国奉行や、代官（郡代）の地方官の施政の在り方が注目されるのである。

近世における武家法は、幕府法と藩法に大別されているが、幕府法は徳川家の三河分国法を中心に、征服地、封与地の法制をも吸収して成長したもので、信玄家法や今川仮名目録等の影響の他、全国的には豊臣秀吉の法令を継承しているといわれる。したがって、幕府の代官関係の法令も、こうした経緯を背景として発せられているとみてよいのである。

(一)幕政関係の史料

幕府の行政・司法の法令については『徳川禁令考』『御触書集成』『日本財政経済史料』『徳川理財会要』『近世法制史料叢書』『条令拾遺』『教令類纂』などあるが、児玉幸多編『近世農政史料集——江戸幕府法令——』上・下（吉川弘文館）

は重要法令が將軍別・年代順に収載されており、幕府法令の推移を知るにはきわめて便利である。また、代官自らが、幕府領の民政上必要があるため法令集を編集した、荒井清兵衛頭道編『牧民金鑑』上・下(刀江書院)と青山九八郎秀堅編『公裁録』(地人書館)も貴重である。

『牧民金鑑』は全体が二二項目から成っているが、その収録されている内容を整理・分類すると次のようになる。

- ①代官業務 ②代官所 ③村政 ④年貢 ⑤普請 ⑥廻米・蔵納 ⑦土地 ⑧林政 ⑨凶荒・窮民 ⑩農政 ⑪宗教
- ⑫商業・工業・流通 ⑬度量衡 ⑭書籍 ⑮鉱産 ⑯特産物 ⑰鷹場 ⑱交通 ⑲貿易・警備 ⑳刑罰 ㉑訴訟 ㉒貸借 ㉓堂上 ㉔その他

この法令の具体的内容は、御代官・村役人・公事方心得の他、統制・制限に関するものが大部分であり、公事方は僅か三項目で極めて少ない。しかし、これらが代官の直接執務する内容に関係するものであることから、代官所の機能を知ろうえにもきわめて重要である。

『公裁録』は、別に『地方公裁録』『公裁筆記』ともいい、化政期を中心に天保四年(一八三三)までに幕府が代官にあつた触書、先例を収録したものであり、地方行政に関係している代官に与えられた触書・申渡・回答書が多くを占めている。全体として五項目と付録に分けられているが、目次をそのまま列挙してみると次の通りである。

- ①訴状札方 ②吟味物取捌方等 ③御年貢・諸役等取立方 ④取計方 ⑤寺社 ⑥吟味之節、身分ニ寄、座席等 ⑦質地・小作等 ⑧在方取締筋 ⑨御仕置者取計等 ⑩心得方 ⑪公事出入・盜賊入牢中又ハ御仕置諸入用・隱密御用風聞札、或者捕もの囚人江戸江差出候節、御入用立方 ⑫御閑所 ⑬五街道触書其外、取締方等 ⑭街道筋ニテ、御朱印其外ニ行逢候節、心得方 ⑮高札等 ⑯御代官諸入用請取方等 ⑰江戸近在百姓地抱屋敷・町並屋敷廻家作并譲渡等 ⑱御鷹場并鉄炮 ⑲「付録」盜物取扱其外心得 ⑳御年貢米金・小物成納方并皆濟期月其品々御書付 ㉑御料所村々御林 ㉒諸国廻米一件并買納等 ㉓難破船

これによると『牧民金鑑』に比べ、より具体的である。なお、この両書はともに勝手方と公事方についての法令が収録されている。

代官の農政のための必携に地方書がある。地方書は『日本経済叢書』『日本経済大典』に収録されているが、『地方凡例録』『田園類説』『増補田園類説』『県令須知』『地方落穂集』『聞伝叢書』『地方新書』『地方国本録』『地方古法録』『地方一様記』『地方根元記』『田園地方紀原』、また、他に辻六郎左衛門著『地方要集録』や『地方大概集』『算方地方大成』などがある。しかし、これらはいずれも勝手方の内容を中心としたものであるが、代官に関する記載が多くある。また、他に代官の上申請願に関する文例や慣習を収録したものに「地方弁要」がある。

代官関係の史料については、「代官勤役記」(記録)、「代官勤要集」(法制)、「代官勤用留」(記録)、「代官古帳抜萃」(記録)、「代官雑抄」(法制)、「代官所御預所誌窺下控留」(法制)、「代官所掌中雜記」(法制)、「代官勤方記録」(法制)、「代官手役梯代初心階集」(法制)、「代官留書」(法制)、「代官触留」(法制)、「代官役付」(法制)、「代官例要」(法制)などがある。⁽⁶⁾また、歴史用語には「代官」の他、「代官貸付金」「代官頭」「代官沙汰」「代官所」「代官役所」「代官役」「代官職」「代官諸入用」「代官弁納」「代官見立新田」「代官割」(『日本国語大辞典』参照)や「代官引継文書」などがある。

代官の地方行政につき、その実態を明らかにしようとしたものに安藤博『徳川幕府県治要略』(大正四年刊)がある。この書は「地方落穂集」「田園類説」「地方凡例録」「柳本枝」「県令集覽」「吹塵録」「公裁録」などの諸書を引用し編集したもので、例言には「本書は徳川幕府県治の一斑を記せるものなり、即ち地方吏務の実況より徴租以下一切の目を分ち、凡て三十余种とす、皆民政の要なり」、さらに「幕府牧民官の権限、往時に在りては其文書備はらず、今日より之を看れば転た明晰ならざるものあり、寛永・元禄の間、猶且然りとす、故に本書は大約享保以降に就き之を統述するものとす」とある。これによって、江戸幕府の地方行政は、史料の関係で享保期以降の関係史料によっていることがよく分かる。なお幕末の代官及び属僚の手付・手代については『旧事諮問録』の「八州取締・代官手代の話」がある。これは旧幕臣宮内公美が、代官手代、関八州取締の経験を通じて、質問に答えたもので、内容も具体的で参考になる。なお『徳川幕府県治要略』は、確かに幕府の地方行政の基本文献として貴重であるが、内容は、現在では研究水準が高くなっており、むしろ新たな『江戸幕府県治要略』の刊行が期待される。

江戸幕府の代官研究は、まず幕府政治の推移にともなる史料の段階別、項目別の分類が必要である。まず関東入国後の

代官頭の考察が重要であるが、この関係史料は、現在、単独・連署及び関連文書を含め一七〇〇点余に及んでいる。このうち和泉清司氏『伊奈忠次文書集成』は六一一点が収録されており、のち五一点が追加され、その点数は六六二点あるいはそれ以上になっている。伊奈忠次文書は、寺社領、知行、郷中定書、伝馬、開発、年貢、その他一般文書に分類されている。検地は五か国時代を経て関東入国後は、伊豆・武蔵・相模・常陸・上野・下総・遠江・尾張に及んでおり、忠次配下の代官には、家臣と幕府直臣の手代代官の二系統のあったことも明らかにされている。今後、大久保長安、彦坂元正文書の分類・整理によって初期幕政の代官頭の果たした役割も明確にされていくと思われる。

初期豪商代官については、末吉家文書などあるが、敦賀の田中清六などと共に、その性格を明らかにしていくことが今後の課題である。

(二) 地域別の史料の分類・整理

郡代・代官（以下代官と記す）の研究は、幕府領（天領）の研究と不可分である。そのため広域の特性を把握し、代官行政の特色を知るためには、まず、最近刊行された県史や市・町史の類を注目すべきである。地方公共団体による地誌編さん事業は、悉皆調査により多くの研究者の共同の成果によるもので、史料の発見や周到な分類・整理が行われている。

特に旧幕府領が分布している県史は、各地の幕府領の地域性を考察するのに資料編・通史編ともに不可欠の基本史料とみなすことができる。この点、管見によると、奥羽地域では、『山形県史』・『福島県史』が注目されてよい。なお『福島県史』は資料編四冊のうち小名浜領、塙領、川俣領、南山御蔵入領には「幕政」の項に代官・布令・幕政の小項目が立てられている。他に福島藩の幕領時代には、福島・桑折・岡・大森があり、梁川藩にも代官関係史料が含まれている。このように藩領・分領・幕領が錯綜している地域は、個別の幕府の史料のみでは地域的特性を明らかにすることはできないので、全貌を知るため県史による代官支配の考察は、きわめて有益である。

四 関東地方の代官史料

関東は全域で県史が編さん完結または進行しており、代官支配の全貌が明らかにされつつある。このうち、編さん事業がすでに完結している神奈川県と栃木県によって、南・北関東の地域的特性を把握することができる。『神奈川県史』資料編のうち近世の幕領は二冊からなり、近世前期の幕領支配（各郡の）貢租と農民生活、近世後期の幕領と代官、政治の推移、幕領の村と町の五部から史料が収録されている。これに対して『栃木県史』史料編は近世三が、芳賀郡（幕領地域）真岡代官支配所を中心に、領知と支配、年貢と諸役、村落と百姓身分、入会と用水、交通と運輸、産業と経営、荒廃と仕法、村方騒動、社会と文化の九章からなり、また近世・六は日光領を中心に日光・足尾地域の史料が六章に分けて収録されている。関東のほぼ中央に位置する埼玉県の『新編埼玉県史』資料編は「近世8 領主」の第一部総論、第二部各論の第一章代官のなかに関係史料が収録されている。『群馬県史』は、近世の資料編全八冊が西毛・北毛・中毛・東毛の四地域に編成されているが、各巻には第一章領主、第一節の幕府領が収録されている。このように関東の各県史は、県域の旧幕府領の分布の状態によって代官および幕領関係の史料の収録が異なるが、関東全域の地域的特性を知るうえで必須の基本史料が収録されているといつてよい。

他に幕府領の史料を収録した貴重な県史には『岐阜県史』史料編があげられる。「近世二」の支配関係史料の第二部領主の項には、「幕領代官」、第三部支配行政には法制・施政に「直領」の代官史料が収録されている。県域には美濃郡代（笠松）・飛騨郡代（高山）役所が設置されていたことから、直接、郡代・代官史料である注目すべき文書が収載されている。代官史料は、旧幕府領が分布した地域にみられるが、その点から越後、信濃、駿河、遠江、三河、畿内、備前、備中、石見、豊後の各県史には、数多くの関係史料が収載されていくと思われる。

なお、関東の代官史料では、江戸を中心とした旧幕府領には、陣屋支配の他、相代官制などの史料がある。これは代官頭の消滅後、南関東の相模国の一部には相代官の支配が行われていた。慶長一五年（一六一〇）一二月、相模国海綾郡中里村（二宮村）や大住郡羽根村（秦野市）の年貢割付状には、中川勘助・興津甚左衛門・有谷善三・大谷清兵衛・坪井次右

衛門の五名の署名がみられる。これが相代官のはじめである。⁽⁸⁾相代官は大住郡中原代官陣屋に特徴的にみられるが、寛文年間には、代官の単独支配となり相代官制は消滅した。この相代官制は、南関東の前期幕府直轄領の地域的特性を示すものとして注目されているが、その後、武蔵国足立郡では代官二名の相給支配が「武蔵田園簿」によっても確認でき、明和五年（一七六八）には鈴谷村（下組）、土呂村新田、遊馬村では代官川田玄蕃の失脚後、蔭山外記・宮村孫左衛門・鶴飼左十郎の三代官が年貢割付状に署名しており、明和七年以後は蔭山・宮村代官の立合になって、鈴谷・土呂村新田では安永五年（一七七六）に及んでいる。⁽⁹⁾一村を二名の代官により短期間支配する立合代官制は全国的にもみられることから、この相代官制をどのように位置づけるか、今後の研究課題であるといつてよい。

五 代官所別の史料

代官（郡代を含む）史料については、まず全国的に分布している代官所別の個別史料の調査研究が必要である。現存している代官文書としては、岐阜県歴史資料館所蔵の飛騨郡代高山陣屋文書と美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書がある。この文書の全貌は『飛騨郡代高山陣屋文書目録』（昭五八年刊）と『美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書』（郷土資料目録第2集、昭和三八年刊）によって分かる。他に静岡県田方郡韭山町江川文庫所蔵の伊豆韭山代官江川家文書、東京大学史料編纂所所蔵の田中家文書・同記録、長崎県立図書館所蔵の長崎代官史料がある。また、京都大学文学部国史研究室所蔵の幕末期の支配勘定長坂氏記録などが参考になる。

この他、管見によると、明治大学刑事事博物館所蔵の出羽国村山郡関係文書は注目され、目録も作成されている。また、福島県史文化センター歴史資料館では、福島県下の幕府領関係の史料を集中的に整理しており、寄託文書を中心に『歴史資料館収蔵資料目録』が刊行されている。この場合、地方文書について、「代官と幕政」の項目を立て、代官・法度・布令・幕政などに分類している。なお、国立史料館の『史料館所蔵史料目録』によると、例えば幕府領の村である「信濃国佐久郡土屋家文書目録」には、支配の項目に「代官」を立て、支配交代、陣屋、巡見・廻村、御尋答書、建白、孝子褒賞に下瀬村土屋家文書目録」には、支配の項目に「代官」を立て、支配交代、陣屋、巡見・廻村、御尋答書、建白、孝子褒賞に分けている。

代官史料において見落すことができないのは、旧代官町所在地の市史及び町村史である。県史は何分にも広域であり、地域的特性を知るには有益であるが、きめ細かい史料については市・町・村史の収集史料が重要である。次に筆者の所蔵する地誌のうち三、四を紹介してみることにする。

代官頭の系譜を引く関東郡代伊奈氏の赤山陣屋があった埼玉県の『川口市史』近世資料編1は、第一章支配、第二節関東郡代伊奈氏と赤山陣屋には、伊奈家、源長寺、赤山陣屋関係の在地史料が集録されている。しかし、近世前期の文書はきわめて少なく残存度は低い。磐城國小名浜代官所は延享四年（一七四七）三月以降、周辺の幕府領支配の中心として設置された。『いわき市史』第九卷、近世資料の「幕領小名浜」には、代官、領域、布令、五人組、寺西代官、備金等の小項目に関係史料が収録されている。同じく塙代官所は享保一四年（一七二九）二月以降、幕府領の中心になった。『塙町史』第二巻資料編1の第四編近世には、代官と幕政、村と町、産業、交通、一揆・訴願、寺社に分類され、関係文書が収録されている。とくに、このうち代官と幕政は、さらに代官（藩主）、法度・布令、幕政・藩政、水戸藩と境界争論、天狗党の五つの小項目に分けられている。

越後国の代官所は、幕府領の広域分布により代官所も出雲崎・水原・川浦・脇野町や新井など各地に分布しているが、このうち蒲原郡水原代官所は、延享三年（一七四六）七月に設置されている。『水原町編年史』第一巻によると、第六章下越後の中樞・水原代官所他、一二章にわたり代官関係史料を編年で配列、収録している。真岡代官所は、寛政九年（一七七七）以後、下野国芳賀郡の幕府領の支配の中心として設置された。『真岡市史』第三巻、近世史料編には、第一章村々の概況、第二章農村荒廃と復興仕法の第二節に代官仕法が六九点収録されている。同第四節報徳仕法、また第四章幕末維新期の真岡地方では、代官所の崩壊過程の關係文書が収録されている。また史料に基き但馬国生野代官を編年的にまとめた生野町の『生野史』校補代官編（太田虎一著・柏村儀作校補）。磐田市誌編纂委員会の『中泉代官』もある。

以上、旧代官所の関係ある市や町で史料中心に編纂された地誌類その他をみたわけであるが、資料・史料集の編さんは多彩であり一定していない。したがって、全国的視野から幕府領や代官関係史料を考察していこうとする場合、やはり県史・市町村史の史料を検討し、再編成してみる必要がある。したがって、代官関係史料をどのように分類・整理し

ていくかが、今後の研究課題といつてよい。

代官所中心とした個人の編著による史料集には、他に佐藤吉太郎著『出雲崎編年史』上中下があり、越後国出雲崎代官所の編年の推移を、史料に基きまとめたものである。森永種夫編『長崎代官記録集』上中下は、県立長崎図書館所蔵の「御用留」「諸司附札留」「諸事留」「諸書留」「申上留」などから、長崎代官に関するものを収録したものである。なお、中島繚外『天領信濃坂本・中之城陣屋乃新研究』も貴重な史料が収録されている。代官史料集としては、村上直・荒川秀俊編『江戸幕府代官史料——県令集覽——』がある。これは天保一〇年（一八三九）以降、幕府の郡代・代官と役所別属僚の構成を明らかにした木版刷の「県令集覽」を翻刻したものである。また、村上直校訂『江戸幕府郡代代官史料集』は、郡代・代官・手代の起請文の他、各地の代官所の貴重史料のうち、「勤要集」「御代官極秘」「雑当用控記」「年中行事」「御定法書」「西国筋郡代の「申送書」及び郡代・代官の経歴を記した「県令譜」を収録したものである。

全国の代官一覧や経歴をみるには、『武鑑』や「県令集覽」「県令譜」の他、幕府の勘定所史料（御代官并御預所御物成納払御勘定帳）等）がある。また、『寛政重修諸家譜』や『柳営補任』の他、「略譜」「干城録」が参考資料となる。

近世史料の所在構造について、鈴木寿氏は領主方史料を武家・公家・寺社史料の二分野に分け、その中軸的地位にある武家史料を、さらに幕府史料と藩史料に二分されている。この幕府史料は、私的な家史料（将軍家・幕臣家）と公的な役所史料に分けられるが、このうち幕府史料（幕府役所史料）は、天領代官所・四都町奉行所・遠国奉行所の三本建から成っていると記されている。役書文書の通達方法は、一般に法度・達・触書などの幕府法令は、御用部屋（老中）——大目付・目付・三奉行に向かって発せられ、さらに郡代・代官には勘定奉行より通達され、幕府領（天領）には郡代・代官から達せられることになっている。代官役所の史料は、こうした上意下達の過程のなかで、幕府領向け、勘定奉行向け伺書、また、代官所の機能を發揮するため役所で作成されるものである。代官所史料は、伝存状況は良好でないため、きわめて少ない。そのため大名・旗本所蔵文書や幕府領周辺の地方文書のなかから補充していく必要がある。

代官所史料については、未だ古文書学的体系が不十分であるが現存史料には次のような文書があげられる。

御代官支配国郡村名高帳、御代官支配替申渡書、御代官様代々御名前帳、御代官姓名名書、代官・手代・書役姓名帳、

地役人申請書上、御代官替留、御支配交代付覚書、郡中定法帳、代官勤方定書、年中行事、役所日記御用留、出役入用明細書、御用状継立帳、御料所御巡見覚書帳、御国廻御巡見人馬割帳、役所入用品々値段付、御領所取立帳、代官法度、代官申渡書、代官所支配村々仕法心得書、等。

なお、大野瑞男氏は、江戸幕府の勘定所と代官所・預所との間で授受される財政史料の基本類型および相互関係を検討されているが、代官所文書については、次のように分類されている¹⁾。勘定所から代官所宛の達書、年貢等の納札・請取書類。各方面の伺書付札、伺書控。代官所から勘定所に進達した地方諸帳簿（取簡帳・年貢割付・年貢石代直段書付・納払明細帳・年貢米金皆済目録・成箇御帳・勤方帳・村鑑大概帳・高国郡村名帳・高国郡訳帳・手付手代分限高書付の控）。

勘定所より下付の地方勘定帳・御金藏勘定帳本紙、さらにこの元になった下組帳・仕出類・一村限帳・厘附帳・差引帳。また村方よりの願書・請書・届書・宗門人別改帳・家数人別増減帳・鉄砲改張・酒株帳・村差出明細帳・村絵図などがある。

代官所記録には、役所日記・御用留（公事方・貸付方など）・被仰渡留・一件留・置証文留・廻状留・文通留、普請の仕様帳・目論見帳・出来形帳・割符帳などがあげられている。

いずれにせよ、代官役所作成文書・帳簿の作成月日、また、提出先の勘定所掛、形態、料紙や書式などを検討し、代官史料の古文書学的な分類・整理を行なうことが必要である。

六 郡代・代官別史料と著書・遺物

(一) 郡代・代官（個人）別の史料の分類・整理

江戸幕府の個人の郡代・代官別の史料については、現在、明らかにされているものは限られた数である。史料を含めたものとして、戦前では永山卯三郎『早川代官』、茨城県内務部編『代官竹垣翁事蹟考』、重田定一『岡田寒泉伝』、石田貞彦『民政家塩公事歴』、金沢春友『寺西代官治績集』、渡辺誠道『伊奈氏贈位欽仰録』、岸本順吉『幕府代官、正五位岸本武太夫君事蹟』、花土文太郎『民政資料久世代官早川八郎左衛門』などがあげられ、戦後には石川準吉『江戸時代代官制

度の研究』戸羽山翰編著『江川坦庵全集』本巻1・別巻3。また、竹垣直温・岸本就美代官関係の史料を再編集して一冊にまとめた村上直『竹垣・岸本代官民政資料』がある。内容は竹垣代官の徳政の簡条書に対する請書、村方小入用儉約仕法書、奇特者及び窮民等書上帳、貯穀仕法の請書・覚書・諸手当願書・覚書他。岸本代官の文化二年、同七年の文書他が収録されている。これは原史料が現存していない点で貴重な記録といつてよい。なお、東北大学狩野文庫には文化一三年から文政元年にかけての「竹垣直温日記」三冊がある。川崎平右衛門定孝の『高翁家録』は武蔵野新田開発を中心とした川崎代官の事績録であるが、原史料が見当たらないことから、同じ内容の「御代官川崎平右衛門発起書」(比留間家文書)が貴重である。他に林伊太郎(鶴梁)代官には坂口筑母『小伝林鶴梁』三冊が詳細である。

手附・手代に関する史料としては、飛驒代官小出大助の手付であった館雄次郎(柳湾)の資料集である渡辺秀英『館柳湾資料集』がある。また、江戸末期、四十余年にわたって長崎代官高木右衛門の手代を務めた金井八郎の覚書である、『長崎代官手代控——金井八郎備考録』は、代官所での執務上の記録である。手附・手代の日記類は必しも多くはないが、手附・手代の子孫が所持している記録にみうけることができる。この点、江戸近郊の幕府領の支配に当たった手代臼井猶平の日記抄である「在出日記」も注目されてよい。

郡代・代官さらに手付や手代などの属僚の日記や執務記録は、代官資料として最も重要であり、代官所の実態を知るためにも今後の発見を期待したい。

(二) 郡代・代官の著・編書、記録類の整理

郡代・代官の著書・編書の類は比較的多い。とくに享保期以降になると、地方巧者が新田開発や農業技術、生産力の向上に積極的に参加することにより記録や地方書が多くなっている。また、寛政期以降には、儒者より代官への任命もあり、著・編書も多く刊行されているのである。

享保期に支配勘定から短期間代官支配を行った田中休愚(丘隅)は『民間省要』『冠帯筆記』『治水要方』『治民策』、休愚の女婿である養笠之助正高の『農家慣行』、小宮山本之進『田園類説』『地方問答書』『正界録』。辻六郎左衛門守参『辻

六郎左衛門上書」(辻氏猷可録)。早川八郎左衛門正紀『久世条教』『久世条教談話』『麦稻陰陽伝』『六教解』。安井仲平(息軒)『救急或問』他。築山茂左衛門『刑賤須知』。長谷川庄五郎忠崇『飛州志』『飛驒雷鳥記』。寺西重次郎『子孫繁昌手引草』。寺西直次郎『明石流玉揚火式目』。塩谷大四郎正義『奉仕要録』『孝行和讃』。岡田清助恕(寒泉)『寒泉精舎遺稿』『寒泉文集』『幼学指要』『幼学必読』。羽倉外記用九(簡堂)には伊豆諸島巡見日記である『南汎録』『南汎録読編』『駿府志』『駿府志略』『饌書』『不尽嶽志』『劇盜忠二小伝』他。三河口太忠『伊豆日記』『八丈島中渡類』。林伊太郎長孺(鶴梁)『鶴梁林先生日記』『醉亭詩話』『鶴梁文鈔』他。森田清行(桂園)『桂園詩稿』『航海雜誌』『亜行日記』。江川太郎左衛門英竜の『伊豆七島記』『大島山火記』『坦庵詩稿』『反射炉御取建日記』。多羅尾氏純の『沢田川久爾都能考』『多羅尾村の年中行事』『薊萩峯色風俗』他、などがあげられる。なお、他にも郡代・代官執筆による書物が数多くあると思われる。代官の思想を知るためにも今後の発見が期待される。

(三) 郡代・代官の遺跡・遺物関係の分類・整理

郡代・代官の研究は、古文書・文献による代官史料とは別に、金石文や神社・墓地また陣屋跡などによる代官資料も必要である。具体的には、生祠・紀行碑・顕彰碑・仁政碑の碑文によって、文献を補足することができるが、後日、稿を改めて考察してみたいと思う。

おわりに

江戸幕府の代官研究は、幕府政治の展開と幕府領(天領)全体の総合的研究の一環として行われるもので、一般的には幕府の支配構造の解明を目的としているものである。しかし、その場合、幕府領を量的な大きさや多様性のみを重視するのではなく、幕府領がその上に立っている幕府の政治機構とともに国家的支配の基礎として機能したことに注目し、幕府領支配の実態の分析を通じて「公儀御料」としての歴史的品格を検討していこうとする試みもなされている。そのためにも全国的視野に立って代官史料の分類と整理が必要であり、それと同時に地域別な個別研究を積み重ねていくことが重要

である。また、それには代官史料を、できるだけ刊行し、研究者の共有財産として活用されることが大切であるが、これらに有機的に結びつけていくため、代官の移動表の作成も急務である。代官(郡代)研究を進めていくには、藩領に比べてきわめて遅れている代官史料の古文書学的体系と、分類・整理が明確にされていくことが重要であると思う。⁽¹²⁾それには各地の代官所史料のすべてが発掘によって一斉に出揃うことが何と⁽¹³⁾いっても必須の条件であると考える。

「付記」

本論文は、昭和五十二年度の日本古文書学会大会で発表した「江戸幕府代官史料の性格」に加筆したものである。

註

- (1) 「御触書寛保集成」一三二二号。
- (2) 「御触書寛保集成」一三二三号。
- (3) 村上直「江戸幕府直轄領の地域的分布について」『法政史学』二五。同「近世後期、幕府直轄領の地域的分布について」『法政史学』三四。
- (4) 大石学「大岡越前守支配代官と勘定所機構の改革」『関東近世史研究』一一。
- (5) 平凡社『大百科事典』8巻「代官」。
- (6) 『国書総目録』第五巻による。
- (7) 村上直「初期豪商代官に関する一考察——田中清六を中心に——」(『近世の都市と在郷商人』所収)
- (8) 『神奈川県史』通史編2近世(1)一九九頁。『近世平塚の領主たち』三二頁。
- (9) 『与野市史』中・近世史料編、六三八頁。遠藤芳行「年貢徴収動向にみる相給支配形態について」(卒業論文)
- (10) 鈴木寿「近世史料論」(『岩波講座・日本歴史』25 別巻2所収)
- (11) 大野瑞男「幕府勘定所勝手方記録の体系——幕府財政史料の類型論序説——」(その一〜三)『史料館研究紀要』五七号。同「幕府領貢租・財政史料の体系——大名預所財政史料の相互関係から——」『史料館研究紀要』一〇号。平凡社『大百科事典』8巻「代官」
- (12) 大野瑞男「近世古文書学の課題」『歴史評論』三八九号。